

薬食総発 1 2 0 2 第 4 号
薬食審査発 1 2 0 2 第 3 2 号
薬食監麻発 1 2 0 2 第 8 号
平成 2 1 年 1 2 月 2 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長

厚生労働省医薬食品局審査管理課長

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について

毒物及び劇物や医薬品等の適正な管理等の推進については、かねてより種々御配慮をわずらわせているところでありますが、本年 1 0 月、毒物劇物販売業者が、爆発物を製造しようとした者に対し、毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という。）で義務付けられた書面の提出を受けることなく劇物を販売したこと等により、同法違反容疑で検挙された事案を受け、今般、警察庁警備局警備企画課長、警察庁警備局公安課長及び警察庁警備局外事情報部国際テロリズム対策課長より別添のとおり依頼があったところです。

つきましては、爆発物の原料となり得る化学物質及びそれらの製剤を取り扱う薬局開設者、医薬品店舗販売業者、毒物劇物営業者、医薬品製造販売業者等に対する適切な保管管理の徹底、譲渡手続及び交付制限の厳守等のより一層の指導を行う必要があるので、下記事項に御留意の上、貴管下関係業者団体に対し傘下業者へのこれらの指導内容の周知徹底を要請する等、貴管下事業者に対する指導について格段の御配慮をお願いいたします。

また、警察官からその職務上、薬局開設者、医薬品店舗販売業者、毒物劇物営業者、医薬品製造販売業者等に係る名簿の閲覧請求があった場合には協力していただくようお願いいたします。

記

- 1 毒劇法に規定する毒物及び家庭用劇物以外の劇物の一般消費者への販売を自粛すること。
- 2 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム（以下「爆発物の原料となり得る化学物質」という。）及びそれらの製剤のうち、毒劇法に規定する劇物に該当するもの（以下「爆発物の原料となり得る劇物」という。）について、同法に基づき、適切な保管管理を行うとともに、譲渡手続及び交付制限を厳守し、また、盗難又は紛失事件が発生したときは、直ちに警察署に届けること。
- 3 爆発物の原料となり得る化学物質及びそれらの製剤のうち、薬事法に規定する劇薬に該当するものについて、同法に基づき、適切な保管管理を行うとともに、譲渡手続及び交付制限を厳守すること。また、盗難又は紛失事件が発生したときは、直ちに警察署に届けられたいこと。
- 4 爆発物の原料となり得る化学物質のうち、劇物又は劇薬に該当しないものについて、販売を行った化学物質の名称（又は販売名）、数量、その他販売の記録を記載した書面（電磁的記録を含む。）を保存するよう努められたいこと。また、盗難又は紛失を防止するのに必要な措置を講じるなど、適切な保管管理を行うよう努められたいこと。さらに、盗難又は紛失事件が発生したときには、直ちに警察署に届けられたいこと。
- 5 爆発物の原料となり得る化学物質について、一般消費者に対してインターネットを利用した販売を行う場合、又は大量に販売を行う場合には、購入者の連絡先及び使用目的を確認・記録した上で行うこととし、使用目的が不審若しくはあいまいである者又は社会通念上妥当でないおそれがあると認められる者には、販売を差し控えるとともに、当該者の不審な動向について直ちに警察署に届けられたいこと。